

令和5年度
指宿市教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和4年度事務事業対象)

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1 事務事業評価とは	P 1
2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3 評価対象事務事業について	P 4
II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1 評価の観点	P 5
2 観点別評価	P 5
3 評価の結果	P 5
III 外部評価委員の意見・提言及び対応策	
1 【学校教育課】外国語活動支援員（AEA）派遣事業	P 6
2 【生涯学習課】文化財保護事業	P 8
参考資料	
○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 11
○ 令和5年度指宿市教育委員会外部評価委員会委員	P 12

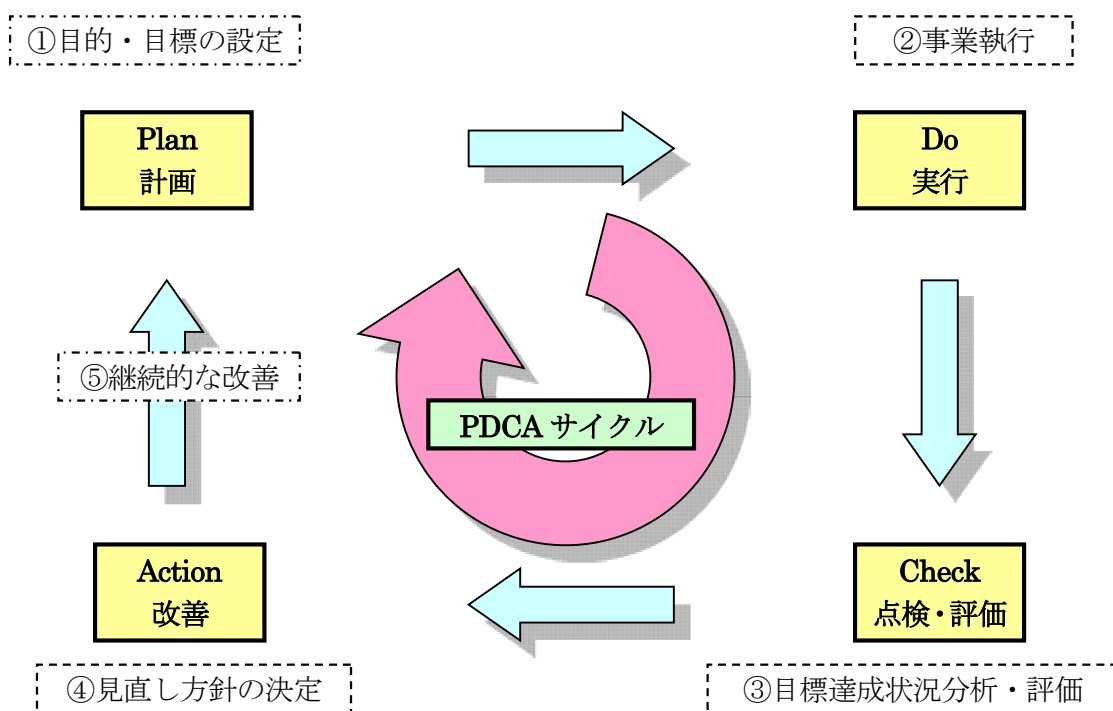
令和6年3月
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現
教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。
- ③ 成果重視の行政の実現
成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

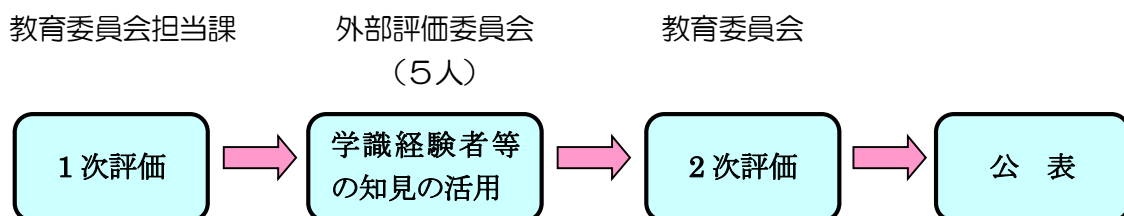
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール（予定）

- ① 点検・評価の対象事業の選定（選出）
- ② 事務事業評価シートを作成
- ③ 1次評価の実施（教育委員会事務局）
- ④ 第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明）
- ⑤ 外部評価委員からの意見・提言
- ⑥ 評価委員の意見等への対応
- ⑦ 第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取）
- ⑧ 2次評価の実施（教育委員会）
- ⑨ 議会へ報告書提出
- ⑩ 評価結果の公表（市ホームページ等）

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対する改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動を取り、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	事業名
1	学校教育課	外国語活動支援員（A E A）派遣事業
2	生涯学習課	文化財保護事業

II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事務事業名	妥当性	効率性	有効性
① 外国語活動支援員（AEA）派遣事業	妥当	妥当	妥当
② 文化財保護事業	妥当	妥当	妥当

3 評価の結果

事務事業名	評価（まとめ、課題等）
① 外国語活動支援員（AEA）派遣事業	<p>小学校での外国語授業においては、学級担任と外国語活動支援員（AEA）がティームティーチングで授業を行い、児童の学力向上に努めている。また、指宿市英語教室「E-VILLAGE」では、児童生徒が外国語活動や外国語の学習をより身近に感じ、楽しみながら英会話に親しむことができ、毎年、定員（120人）以上の応募がある。よって、本事業は効果的である。今後、英語教室においては、周知方法の改善や広報活動を充実させることで参加者の増加を目指すとともに、高校生ボランティアスタッフ増員確保に関する予算確保に努める。</p> <p>【翌年度の事業計画】 小学校での外国語授業においては、「児童にとって魅力のある楽しい授業になっているか。」「学級担任と協力してよりよい授業になっているか。」などの視点で、担当指導主事が定期的に授業参観を行い、改善点を指導する。また、英語教室においては、日常生活に密着した題材や指宿や鹿児島に関する題材を設定し、児童生徒にとってより魅力ある内容に改善する。さらに、ボランティアスタッフの増員を目指すとともに、周知・広報活動を充実させ、さらなる参加者の増加に努める。</p>
② 文化財保護事業	<p>「指宿市文化財保存活用地域計画」の文化庁による承認後、看板設置について活用できる国庫補助金を調査研究するとともに、QRコードを用いた文化財の説明や外国人観光客に対応した英語表記、他課との連携及び看板の素材の選定についても検討していく。</p> <p>【翌年度の事業計画】 「指宿市文化財保存活用地域計画」の文化庁による承認後、国庫補助金の調査研究を行うとともに、枚聞神社に設置されている看板など、早急に修繕が必要な看板を精査して、予算の範囲内で建替え等を実施する。</p>

III 外部評価委員の意見・提言及び対応策

1 外国語活動支援員（A E A）派遣事業（学校教育課）

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
学校教育課	外国語活動支援員（A E A）派遣事業	<p>【鳥飼委員】 外国語教育については、全国で取り組んでいて、各県、各市の状況を聞く機会もある中、本市の取り組みは確実に成果を上げており、今後大いに期待できる。 限られた予算の中で工夫されている様子も十分に理解できた。 <u>①小・中・高の生徒同士が世代を超えて教え合えるスタイルを希望します。</u> 妥当性、効率性、有効性ともに十分満足いくものである。</p>	<p>①小学生・中学生・高校生が教え合える体制について</p> <p>小学校での外国語授業においては、今後も学級担任と外国語活動支援員（A E A）がチームティーチングで授業を行い、児童の学力向上に努めてまいります。</p> <p>また、外国語活動支援員（A E A）と中学校英語教員が連携を図り、中学生が小学生に外国語を教えたり、一緒に交流したりする機会を計画し、さらに外国語教育の充実に努めてまいります。</p> <p>英語教室（E-V I L L A G E）においては、令和5年度は、高校生ボランティア延べ17人に参加していただき、事業の運営に貢献していただきました。講師のサポートはもちろんのこと、高校生が小・中学生と外国語活動を行ったり、交流を図ったりすることで、小・中学生が、「こんな先輩になりたい。」「高校生みたいに英語が話せるようになりたい。」など憧れをもつことができました。この憧れこそが児童生徒の学習意欲や学力向上につながると考えます。</p> <p>よって、今後も、市内全高等学校（指宿高校・指宿商業高校・山川高校）にボランティアスタッフの依頼を行い、小学生・中学生・高校生がともに学び合いができる体制を構築してまいります。</p>
		<p>【久徳委員】 指宿市内の小中学生が、外国語に親しみながら海外の文化を理解する事業ということで、分かりやすい資料の準備と丁寧な説明を有難うございました。今回は、I B U S U K I E-V I L L A G Eの参加者が増えている状況から、ボランティアスタッフの増員や事業費等の事業拡大について方向性が出されました。</p> <p>日本は国際的な社会に移行しようと、義務教育において外国語教育に力を入れ英語の学習にける時間が増えています。今回は、小学校の外国語活動や中学校の英語学習で、特に興味・関心の高い子供たちが参加しているのだろうと想像します。学校の授業で学習したことを、実際に身近な場面で使ってみたいと思う子どもの好奇心を育て、国際感覚を身に付ける体験的なイベントだと思いました。</p> <p>指宿市は、観光の都市として有名で、他県や海外から多くの観光客が訪れます。市内の小中学生が集まり学びを通して交流する機会は、コミュニケーションや社会性を育てる場になっており、多様な海外の文化や価値を体験学習するI B U S U K I E-V I L L A G EのA E A派遣事業は、子供たちの未来を広げる素晴らしい事業であると捉えることができます。このことから、<u>②事業費の増額予算とボランティアスタッフの増員確保の拡大を積極的に進めていただきたい</u>と考えます。</p>	<p>②事業関連予算について</p> <p>現在、消耗品については、外国語活動支援員消耗品から支出していますが、「E-V I L L A G E」に関する事業費については、今後精査し、必要な予算については要求してまいります。</p> <p>ボランティアスタッフの増員拡大においては、昼食費等の予算拡充、傷害保険等の契約を計画しております。市内全高等学校生徒へのボランティア募集や市内小中高等学校職員へのボランティア募集を積極的に行ってまいります。</p>

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
		<p>【坂上委員】 これまで教育委員会が実施してきた海外派遣事業も含めてA E A派遣事業やいぶすきイングリッシュヴィレッジ事業などへの参加活動により、青少年が外国語、特に英語に興味を持ち、コミュニケーションツールのひとつになっていくことは大変喜ばしいことです。そのためには、当事業の継続と拡充が必要であると思います。大卒の事業に飲み込まれていると思われる消耗品だけを事業費とみなすのではなく、A E Aの人件費、ボランティアの報償費、その他保険等、それぞれの項目を整理集約し、円滑な事業実施と内外的にも明確な事業認識ができるように予算配当整理が必要と考えます。</p> <p>事業内容については、③参加してない小中学生にも関心をもってもらうために、例えば、(某新聞にシリーズ記載があったような)鹿兒島弁と英語を合わせた言葉遊びとか、暮らしに密着した題材提供などはいかがでしょうか。事業運営については、民間それぞれの立場やボランティアの確保等、色々課題がありますが、さらに工夫した事業の展開に期待します。</p>	<p>③事業内容について</p> <p>これまでにE-VILLAGEに参加したことのない児童生徒に興味・関心をもってもらうために、事業内容や事業周知方法を検討してまいります。</p> <p>事業内容については、日常生活に密着した題材や身近な話題に関しての題材、指宿や鹿兒島に関する題材など児童生徒にとって魅力ある題材を設定してまいります。</p> <p>また、中学生の参加者数を増やすために、スキットやディベートを取り入れ、楽しく英語を話しながら、スピーキング能力を高める内容を計画していきます。</p> <p>さらに、事業の周知方法については、市内小中学校の全児童生徒に案内チラシを配布するだけでなく、各A E Aから各学校・学級での事業紹介、各学校や市公共施設でのポスター掲示等、周知方法を拡充してまいります。</p>
		<p>【長山委員】 小学校に外国語活動・授業が導入されて数年が経過しております。市内の小学校では、現在3名のA E Aが担任とティームティーチングで授業を行い、授業の充実、児童の外国語学習への意欲を高めることや学力向上に貢献されているようです。中学校の英語学習に対する興味・関心が高まっているということは、小学校での「外国語活動」授業の効果の現れと理解して良いのではと考えます。</p> <p>また、IBUSUKI E-VILLAGEについても、毎年参加の児童生徒もいるということは、講座の楽しさを実感し、外国語に対する興味関心も高まっていると思います。</p> <p>指宿の子どもたちが外国語に興味を持ち外国人観光客も多いこの地で、言葉の壁を乗り越え、臆することなく片言でも積極的に話しかける姿を想像すると、なんとも頼もしく思えます。A E A派遣により、英語でのコミュニケーション能力やスピーキング・ヒアリング能力が高まるのであれば、④この事業の継続の必要性を感じます。</p> <p>事業費については、教材に使用する消耗品等手作りしたり工夫がみられることから、今後、事業の拡大を検討されるのであれば経費の見直しを図りつつ、予算確保に努められたい。</p>	<p>④事業効果の検証について</p> <p>事業効果の検証については、引き続き行っていきたいと考えております。</p> <p>小学校での外国語授業においては、「児童にとって魅力のある楽しい授業になっているか。」「学級担任と協力してよりよい授業になっているか。」などの視点で、担当指導主事が定期的に授業参観を行い、改善点を指導してまいります。</p> <p>英語教室「E-VILLAGE」については、参加者やボランティアスタッフ等の意見を取り入れながら、より魅力的な事業になるように改善を行ってまいります。</p>

2 文化財保護事業（生涯学習課）

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
生涯学習課	文化財保護事業	<p>【鳥飼委員】 指宿市には、国、県、市指定と多くの文化財に恵まれいかにすばらしい地域かがうかがえる。保護については、費用、専門技術等、<u>①多くの課題があるが、市民の理解をもらいながら、場合によっては全国、海外からも協力をもらいながら、是非、保護に努めてもらいたい。</u> <u>②表示の工夫については、世代やスマートフォン等のことも考慮して充実した楽しいものになることを期待している。</u> 市民の一人として応援できる。十分、妥当性、有効性のある事業である。</p> <p>【久徳委員】 指宿市内には83件の指定文化財があり「指宿まるごと博物館構想」に基づいて、文化財の説明看板等の修繕や新設などの事業があることが理解できた。83件の指定文化財がある中に、現在43か所の看板の修理が必要で8年から9年かけて修理していく予定であるということだった。 財政が厳しい中、事業費を確保することが大変であると感じたが、協議の説明では、西指宿中学校区で、小・中学生が郷土学習で活用していることや地域のイベント「まち歩き」で、この看板を目印にしなが郷土の文化財に触れるような役割もあり、説明看板に係る事業は重要であると感じた。また、このような生涯学習の視点に立った活動は、自分の住んでいる地域を愛し、自信や誇りを持てる人材を育てることにつながると思った。 様々な広報等で見聞きしているが、博物館や美術館などの展示パネルにQRコードを掲示してスマートフォンやタブレットで読み取り、限られたパネルのスペースで標記できない内容を音声ガイドや動画・関連の写真・資料などホームページとリンクさせて学習効果を高める掲示方法がある。 財政的な負担を考えながら事業を拡大する方法として、<u>③ラミネートしたQRコードを看板に張り付けるのは如何だろうか。</u>今、設置してある或いはこれから設置する新しい看板に一工夫することは、文化財の価値や活用方法が広がっていくと考えている。</p>	<p>①市民の理解や全国などからの協力を得て保護に努めてもらいたい</p> <p>文化財の保護につきましては、現在「指宿市文化財保存活用地域計画」という計画を作成しているところです。この計画では市民総がかりで文化財の保存・継承・活用に取り組んでいく内容となっております。計画は令和6年7月以降に文化庁の認定を受ける予定となっておりますが、認定後はこの計画に沿って課題に取り組んで参ります。</p> <p>②表示の工夫について</p> <p>看板の表示の工夫につきましては、スマートフォン等を活用することを念頭に、QRコードを用いて「指宿まるごと博物館」のホームページと連動させて分かりやすい解説を見てもらうなど、工夫して参ります。</p> <p>③ラミネートしたQRコードを看板に張り付けるのは如何か</p> <p>看板にQRコードを張り付けて「指宿まるごと博物館」のホームページと連動させて分かりやすい解説を見てもらうなど、検討して参ります。 QRコードで指宿まるごと博物館のホームページを閲覧できるようにし、その際1つの文化財だけではなく、その周辺にある文化財についても確認することができますので、周辺にある文化財の見学や学習活動にも活用できるものと考えております。</p>

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
		<p>【坂上委員】</p> <p>「文化財の適切な保存に努め、より多くの市民が歴史と文化に親しみ、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう、郷土教育への活用を図る。」という文化財保護事業の目的のために有効に活動する手段として、説明看板、矢印看板、標柱等の改修、新設、移設を委託料の支出により実施していますが、予算の額が少なく、各年度2箇所程度という進捗状況のようです。看板等は文化財そのものではありませんが、文化財本体に付随するものであり、文化財の存在とその価値を知らしめるものであり、一体的に整備保存されるものと考えます。観光地や観光施設を訪れたときに、案内や解説といった情報が有るのと無いのでは、対象物の認識だけでなく、（少なくとも私は）関心や愛着がわきにくいと同様ではないでしょうか。</p> <p>単年度の予算を消化することが事業の達成ではないので、④数年前に着手した看板と今年度着手した看板がデザインや材質、施工方法など総合的な調和が取れていないということがないよう、できるものならば点検して候補として挙げられたものを一括して事業実施できるよう、予算額はもちろん事業量の拡大が有効ではないかと考えます。</p> <p>事業実施にあたっては、⑤看板に通し番号を付して、関連するパンフや資料等と照合できるようにするとか、スマホやタブレットでの読み取りコード等を付して、解説文が見聞きできたり、他の施策(例えば、ウォーキングによる健康ポイントの付与、観光地巡りポイントによる特典提供)と連携することで、文化財への関心の入口が広がるのではと思います。予算についても生涯学習課に限らず、⑥チーム指宿として他課からも、内容によっては市民、民間からも人、物、金、色々な財で調達できれば愛着のある文化財に思えてくるのではと思います。</p>	<p>④数年前に着手した看板と今年度着手した看板がデザインや材質、施工方法など総合的な調和が取っていないということがないよう、できるならば点検して候補として挙げられたものを一括して事業実施できるよう、予算額はもちろん事業量の拡大が有効ではないか</p> <p>看板の作成におきましては、色や形状などが統一したものとなるよう努めて参ります。また、現時点では対応する補助事業などはございませんが、今後も引き続き、国の補助事業等について情報収集を行い、一括して事業実施ができるような補助事業がありましたら取り組むことを検討して参ります。</p> <p>⑤看板に通し番号を付して、関連するパンフや資料等と照合できるようにするとか、スマホやタブレットでの読み取りコード等を付して解説文が見聞きできたり、他の施策と連携することで、文化財への関心の入口が広がるのではないかと考えます。</p> <p>看板に通し番号を付すことについては、管理の面からも必要と考えておりますので、「指宿まるごと博物館文化財マップ」などと連動できるような取り組みを検討して参ります。</p> <p>スマートフォン等の活用につきましては、看板にQRコードを張り付けるなど検討して参ります。また、令和6年度は橋牟礼川遺跡が国指定になって100年目を迎えますので、市内の史跡等を巡るスタンプラリーなどを企画し活用できないかを検討して参ります。</p> <p>⑥チーム指宿として他課からも、内容によっては市民、民間からも人、物、金、色々な財で調達できれば愛着のある文化財に思えてくるのではないかと考えます。</p> <p>他課や市民、民間団体との連携につきましては、現在作成中の「指宿市文化財保存活用地域計画」が文化庁の認定を受けた後、その計画に記載されている「行政内関係部署が集まり、歴史文化資源の保存について協議する協議会設置」や「地域の歴史文化資源を知る機会として「文化財清掃デー」や「伝統文化デー」の実施を奨励し、地域の歴史文化資源を見守る人材を増やす」など、今後取り組んでいく事業に沿って連携を図って参りたいと考えております。</p>

担当課	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
		<p>【長山委員】 本市には、国・県・市指定の文化財が83件あるようです。今後も審議会の検討を経て、管理する文化財は増加していくと思われます。 「指宿まるごと博物館」構想に基づいて、市民共有の大切な財産である文化財の適切な保存に努め、より多くの市民への浸透を図るため講座を開催したり、広報紙を活用しての情報発信・周知もされておられます。 その手段の一つとして、指定文化財の説明看板、矢印看板及び標柱も活用されているようです。だとすると文化財の説明看板等の改修・新設にかかる事業は必要な事業であると考えます。<u>⑦限られた予算の中、現在も修繕を必要とする看板等の対応に苦慮されているようであるが、今後も予算の確保に努められたい。また、引き続き国・県の補助金活用についても検討されたい。</u> 文化財の老朽化と同じように、看板等の老朽化や台風などの災害による破損はこれからも避けられない状況であると考えます。<u>⑧今後、看板整備等を実施する際は、外国人観光客にも配慮した外国語表記、耐久性のある素材を使用しての看板設置等も検討されたい。</u></p>	<p>⑦限られた予算の中、現在も修繕を必要とする看板等の対応に苦慮されているようであるが、今後も予算の確保に努められたい。また、引き続き国・県の補助金活用についても検討されたい</p> <p>予算の確保につきましては今後も引き続き財政部局と協議していくとともに、国・県・民間団体において活用できそうな補助金や助成金の情報収集に努めて参ります。</p> <p>⑧今後、看板整備等を実施する際は、外国人観光客にも配慮した外国語表記、耐久性のある素材を使用しての看板設置等も検討されたい。</p> <p>外国語表記につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類となってから市内でも外国人観光客が増えておりますので検討して参ります。 また、看板の素材につきましては、できる限り耐久性の高い素材を使用してもらうよう努めます。</p>

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

令和5年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
鳥飼 由紀子	山川高等学校校長
久徳 寛司	指宿市校長会代表
坂上 次喜	社会教育委員
長山 君代	人権擁護委員
俵積田 智裕	指宿市PTA連合会会長

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。